

職員給与の算定基準

2023年4月1日改訂、理事長決裁

一般財団法人中部圏地域創造ファンドの職員給与を算定する基準は、下記のとおりとする。

記

1 基本給の算定

賃金規程第2条には、「基本給は、本人の経験、技能、職務遂行能力を総合的に勘案し、個人別に定める」とあるが、個別に定めるにあたっては、2022年度の愛知県職員の給与水準（地域手当を含む）等を参考に、次のように算定する。

【正規職員】

(1) 初任給（月給）は次の額を基準に、経験年数等を加味して個別に定める。

①大学卒程度の場合の基本給（2023年度の県の改定値を1.05と仮定する）

241,749円（212,200円×1.085円×1.05）+6,000円×経験年数（20年を上限とする）を基本とする。

②高校卒程度の場合の基本給（2023年度の県の改定値を1.05と仮定する）

186,620円（175,000円×1.085円×1.05）+6,000円×経験年数（20年を上限とする）を基本とする。

(2) 賞与は、年2回の支給月に、基本給をベースに、理事会の承認を得て1～3か月分を支給する。勤務成績により加減できる。

(3) 毎年度当初に、愛知県職員給与の改定額および当該職員の経験年数などを加味して改定することができる。

【契約職員、パート職員、臨時雇職員】

(1) 時間当たり給与を次のとおりとする。

業務の種類	作業内容	例示	1時間単価
事務	単純な作業	受付・発送・印刷・単純なPCデータ入力	1200～1500円
	ある程度の専門性が必要	データ処理・編集	～1800円
	高度な専門性が必要	高度なデータ処理・編集、事業企画・推進	～2200円
	より高度な専門性が必要	高度な事業企画・運営管理	～3000円
専門技術業務	専門的技術が必要	WEB制作・デザイン・ビデオ撮影	1700～2200円
	高度な専門性が必要	高度なWEB制作・デザイン・ビデオ撮影	～3000円

(2) 勤務成績が良い職員には、正規職員の基準に準じて賞与を支給することができる、